

第8章

インド司法制度の現状と課題

はじめに

現行の司法制度の法的根拠は、1950年に制定されたインド憲法にある⁽¹⁾。憲法124～147条が最高裁判所について定めをおり、憲法214～237条が高等裁判所およびそれに従属する裁判所について規定している。ただし、憲法制定までに、インドでは、イギリスによって導入された司法制度が相当に発達しており、そしてそこにおける判事らのインド人化もまた相当程度進んでいたことに留意せねばならない。

その歴史をたどれば、東インド会社からは独立した最高裁判所が、イギリスにより、カルカッタ（1774年）、マドラス（1801年）、ボンベイ（1824年）にそれぞれ設立されたころに遡ることができる⁽²⁾。イギリスによる直接統治が始まった後、1861年のインド高等裁判所法により、これら三つの最高裁判所が、東インド会社の最高民事・刑事裁判所と統合され、それぞれ高等裁判所とされ、1935年のインド統治法において、これらの高等裁判所の上に連邦裁判所が設けられた。これら上位裁判所の下に、無数の下位裁判所が発展しており、基本的に独立後も引き継がれたのである。

それでは、このようなイギリスによってもたらされた司法制度はどのように評価されてきたのだろうか。ガンジーやネルー、アンベードカルらがそうであるように、独立の指導者のなかには、イギリスで法学教育を受けたものが少なくなかった。また、下院議員の職業をみると独立当時から1960年ごろ

までは、30%以上の者が弁護士資格をもっていたという⁽³⁾。

そのような指導的な法律家がイギリスの法原理や司法制度について抱いていた認識を、インド人として初めてポンベイ高等裁判所主席判事となったチャグラ（M. C. Chagla）の次のような演説にみることができる。

「われわれは、イギリスから引き継いだ多くのものを削り落としつつある。だが、削り落とすべきではないものが一つあり、それが司法制度にはかならない。われわれはそれを削り落とすべきでないだけでなく、それを強化し、かつ防御しなければならない。なぜならば、われわれの前に新たな世界が現れつつあり、理想が変わり、古い目標がなくなりつつあるもの、この司法制度はわが国において永久的・持続的なものとして残さねばならないからである」⁽⁴⁾。

「法の支配」をはじめとするイギリス法の諸原理を普遍的な価値とし、その結晶であるイギリス型司法制度をインドにおいても尊重すべきである、という考え方方がここにはみてとれる。実際、法務総裁であったシータルバード（M. C. Setalvad）の言葉をひいて山崎が指摘しているように、「インドの指導的な法律家たちは、インドとイギリスとの間の相違を冷静に検討するよりも、イギリスの制度の継承を強調し、それによってインドにおける独立した司法権の確立のために努力を傾け」⁽⁵⁾てきたといって過ちではないだろう。

それでは、なぜイギリスの司法制度はかくも高い評価をインドで勝ち得たのか。そして、そもそも、なぜ司法制度は重要なのか。

おそらく政府の役割を極力抑制しようとする夜警国家的な社会の理念型においても、司法制度は、自由な契約社会を安定させるために、政府の果たすべき役割の一つとされるだろう。契約が遵守されることをなんらかの形で担保する強制力が必要だからである。また、自由な契約を原則とする社会が不可避的にもたらす不平等や欠点などを修正する、現代の高度に発展した分業社会の理念型においても、司法制度は不可欠とされるだろう。なぜなら、前もって契約にすべてを書き込むことはできず、問題が生じたときに当事者の専門性に応じた義務を最終的に判断しがた担保する制度がやはり必要だから

である。

司法制度とは、権力分立を基本とする社会では、通常、国家が適法に独占したその強制力を最終的に行使しあるいは担保する権限を割り当てられたものである。だからこそ、そのような力の行使についてさまざまなルールが積み重ねられてきたのである。そして、資本主義的な発展を唯一内発的に遂げてきたといってよいイギリス社会に存在する司法制度は、そのような力の行使につき最も洗練したルールを、あまたの糺余曲折の後、経験的に積み重ねてきた一つの到達点として存在しているものではないだろうか。少なくとも、インドの指導的な法曹が、イギリス型司法制度に絶大な信頼をおいていたことは確かである。

しかしながら、インド司法部をイギリス型司法とだけ説明すれば、それで事足りるかというと、そうではない。山崎や安田らによって明らかにされてきたように、下位裁判所の任命や運営、審級制度など少くない点で、イギリスとは異なるインド独自の発展がみられる。また、上位裁判所のもつ違憲立法審査権は議会主権を原則とするイギリスにはないものであり、さらに、1980年ごろから最高裁が公益訴訟を通じて示してきた司法積極主義においては、イギリス的な当事者対抗主義を基調とする手続からの離脱が強調されている。

さらに、そもそもイギリス型司法制度はインドの現実にマッチしていないのではないか、という主張もないわけではない。たとえば、イギリス統治時代の裁判所の様子をムコパディアイ（A. Mukhopadhyay）は次のように述べている。

「最も見るに耐えない光景は、飢えまた疲れ果てた農民が地方裁判所の外にグループで座っており、名前が呼ばれるのを待っている。そして1日の終わりに呼ばれないまま帰るのである」⁽⁶⁾。

そして、このようなインドの司法制度をめぐる現実は、現在に至るまで続いている。1986年から93年までの間に、下位裁判所に係属する訴訟は2倍になり1000万件を超え、さらに増えつづけており、前最高裁長官アナンド

(Anand) 判事は21世紀の課題は積もり積もった継続中の訴訟を片づけることであり、これをしなければ司法部への信頼は失われると強調している⁽⁷⁾。さらに、あまりに係属中の訴訟が多く、遅延が著しいために、インドにはあまた多くの法があるにもかかわらず、正義はほとんど存在しないといつてもよい状況だ、という意見さえある⁽⁸⁾。「裁判は迅速なるべし、蓋し遅滞は裁判の拒否に等しければなり」(Justice ought to be quick, for delay is a kind of denial) という法格言に反しているというのである。

こうした状況のなかで、第1に、紛争の争点が、法や憲法の重要な解釈問題にかかわることの少ないグラスルーツ・レベルにおいてこそ、正義は犠牲にされてはならず、第2に、訴訟の長期化によってもたらされる影響は、弱者に対して著しく働くことに鑑み、司法部は正義の実現を、迅速、安価かつ適正に行なわなければならないという理想が、コンセンサスとしてようやく受け入れられはじめているという⁽⁹⁾。

他方で、1990年代以降、経済の全面的自由化が進むなかで、さまざまな法が改革の対象となり、この観点からもインドの司法制度をとりまく環境は大きく変化しつつある。司法制度の現状分析とその改革が、現代の重要課題の一つとなっているのは、むしろこの経済自由化の文脈においてより顕著である。

つまり、現在の司法制度改革は、第1に、経済自由化（貿易自由化と金融

このような問題に対処する動きはさまざまなレベルで現れている。訴訟手続の改革、法学・法曹教育の改革、各種の法廷の設置、裁判外紛争解決制度(ADR)の展開、公益訴訟の出現などである。本稿では、新しい動きとして、第II節で、近年議論されている民事訴訟改革、第III節で、裁判外紛争解決の問題をそれぞれ取り上げ、最後にそれ以外の点について補足的に言及しつつ若干のまとめをすることにしたい。

I インドの司法制度について

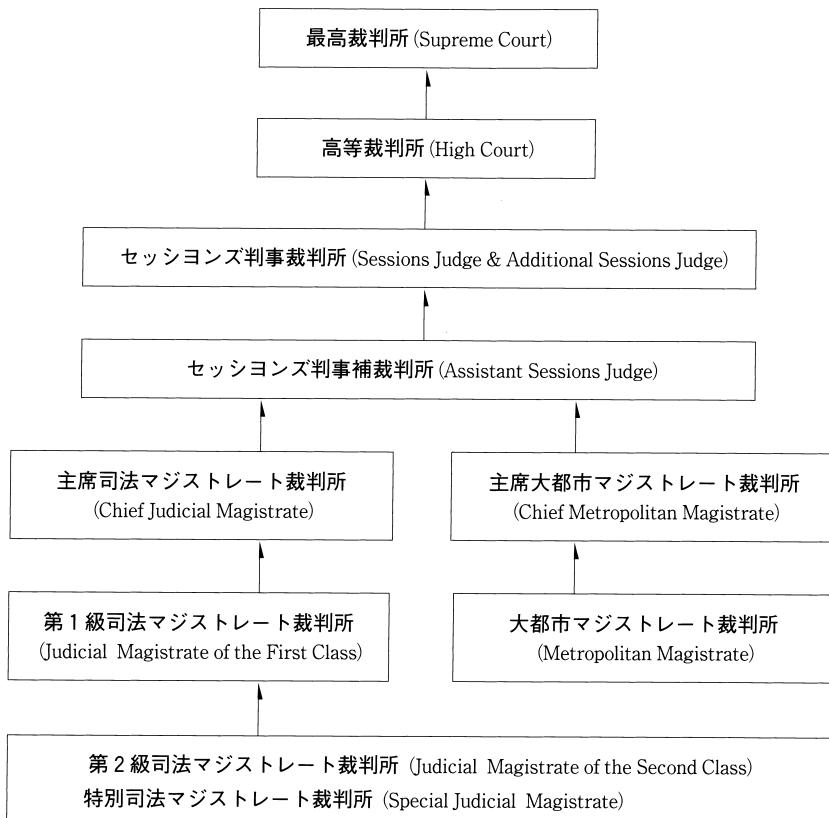
本節では、インド司法制度についてはすでに詳細な先行研究があるため、その後の変化をフォローしつつその特徴を簡単に素描することにし、また司法改革の動きの見取り図を描くことにしたい⁽¹⁰⁾。

1. インド司法制度の特徴

インドの司法制度の特徴は、第1に連邦制を採用しているにもかかわらず、連邦裁判所と州裁判所の区別はなく、基本的にすべての裁判所が連邦法と州法の双方に関する管轄権をもつ。現在、上位裁判所として、最高裁判所と、各州に配置された21の高等裁判所がある⁽¹¹⁾。刑事司法制度および民事司法制度の概略を図1および図2に示したが、下位裁判所の有様は州ごとに異なっている⁽¹²⁾。

第2の特徴は、司法権の独立が、とくに上位裁判所につき、憲法により強く保障されていることである⁽¹³⁾。最高裁判事、高裁判事の任命は、執行部(大統領)が権限をもつが、その決定にあたっては裁判官の意見を聴取することが必要とされている(憲法124条、217条)。また、判事の職務遂行上の行為については、一定の場合を除いて議会は討議できない(121条)。このような司法部の独立性をめぐって何度か大きな事件が起こっている。たとえば、

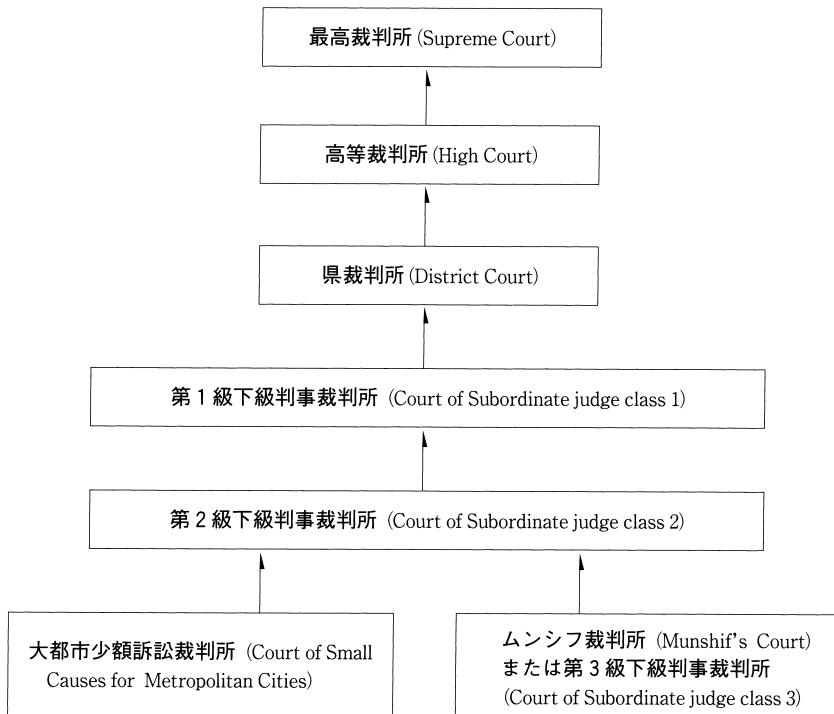
図1 インドの刑事司法制度略図



(出所) Indian Law Institute, "Judicial System and Reforms in Asian Countries: The Case of India," Institute of Developing Economies, 2001, p.6.

1970年代前半には司法部と執行部の対立が頂点に達し、当時のインディラ・ガンジー首相が最高裁長官人事に介入したため、数人の判事が抗議して辞任するという事件があり⁽¹⁴⁾、82年にも、高裁判事の任命や転任につき一定の制限を加えた法務大臣による行政措置が、司法権の独立を侵し、憲法に違反するとして争われた判事転任事件が起こっている⁽¹⁵⁾。

図2 インドの民事司法制度略図



(出所) 図1に同じ(p.7)。

第3の特徴として、審級制度の複雑さがあげられる。どの裁判所に提訴すべきか、上訴はどの裁判所に提起するか、ということに関するインド裁判制度の仕組みは、下位裁判所の構成の複雑さに対応して、込み入ったものとなっている。そこで、ある裁判所の管轄権はなにか、という観点から以下に整理しておこう。

下位裁判所：一般に、民事・刑事事件の原審管轄権は下位裁判所に属しているが、どのレベルの下位裁判所であるかは、事件により、また州により異なり、それに応じて上訴の仕組みも異なる。

高等裁判所：令状管轄権（226条）、下位裁判所に対する監督権（227条）、

会社法など特定の法律に定められた諸事項につき原審管轄権をもつ。一般に、民事・刑事の上訴管轄権をもつが、カルカッタ、マドラスおよびポンペイの旧三管区の高裁については、旧管区内の事件については原審管轄権、それ以外の地区的事件については上訴管轄権をもつ。

最高裁判所：基本権に関する令状管轄権（32条）、連邦と州または州と州との間に起きた訴訟や大統領や副大統領の選挙に関する疑義について原審管轄権（131条、71条）をもち、大統領に求められた場合に法律や事実の問題につき意見を述べる助言管轄権（143条）、民事・刑事事件の上訴管轄権（132～134条）、あらゆる法廷の判決や決定に対する上訴に許可を与えて自ら裁判する特別管轄権をもつ（136条）。

第4の特徴は、基本権侵害に対する憲法上の法的救済の存在である。13条は違憲立法審査権を定めているが、より重要なのは憲法32条、226条の令状管轄権である。この規定の下で、憲法制定から1976年に行なわれた第42次憲法改正までのおよそ四半世紀の間、土地改革などを進めようとする立法部・執行部と所有権絶対の原則に固執する司法部との対立が続き、連邦法や州法を違憲とする非常に多くの判決が下された。80年代に入ると、この令状管轄権は、法令の違憲性ではなく、政府の不作為・無関心のために違法な状態にさらされている社会的弱者の問題や環境問題を扱う公益訴訟のために利用されるようになっている⁽¹⁶⁾。

その他の特徴としては、上位裁判所と下位裁判所の違い⁽¹⁷⁾ や弁護士制度⁽¹⁸⁾について、イギリスとの違いがみられる。

2. 司法改革の動き

独立後に初めて司法改革が課題として取り上げられたのは、1954年である⁽¹⁹⁾。迅速かつ安価、実質的な正義のデリバリーを意図して、司法行政全

般を調査した報告書を、シータルバードが長を務めた法律委員会が58年に司法大臣に提出した（法律委員会第14次報告書）⁽²⁰⁾。その後も、主なところでも民事訴訟法典について調査した64年提出の第27次報告書⁽²¹⁾、73年に提出された第54次報告書があり⁽²²⁾、これらは民事訴訟法典の76年改正法に反映された。

1980年代に入ると、85年に、ラジーブ・ガンジー首相のイニシアチブにより、司法省は、当時の最高裁とそれぞれの高裁の長官、中央および州の大蔵・内務大臣を集め、正義実現システムの問題点と司法インフラの現代化について検討した。その結果、裁判所や判事の数を増やすこと、判事や司法行政官の空席をすぐに埋めること、民事・刑事訴訟法典を改正すること、裁判外紛争解決システムを導入・促進すること、グジャラート法律扶助委員会型のロク・アダラトを各州に設置すること、判事の俸給を改定すること、などが合意された。

また、同時に司法改革委員会を立ち上げることが提案され、これに諮問すべき事項が決められた。その内容は、紛争解決のためにパンチャヤットやその他の仕組みを農村に設置・強化し、あるいは上位裁判所の負担を減じるために司法機構のなかに他のシステムを導入することによって、司法システムの分散化を進める必要性を検討すること、また、不必要的訴訟や遅れを減じつつ事件を迅速に解決するという観点から、訴訟手続法を検討することなどである。

この仕事は結局、法律委員会に割り当てられ、その成果として、多くの報告書が提出された⁽²³⁾。そのほかにも、法律委員会は、新たに改正された他の法律との調整を行なう観点から、いくつか民事訴訟法典の改正を提言する報告書を提出している⁽²⁴⁾。

このように、1980年代にも司法制度の検討が断続的に行なわれていたが、現実に行なわれた主な改革は、86年に行なわれた最高裁判事の人数の増員（18人から25人）と87年に成立した法律サービス庁法（the Legal Service Authority Act, 1987）などである。また、この時期には、公益訴訟が展開し、

最高裁判所自身によって令状訴訟手続に大きな変化があった。

1990年代に入ると、深刻化する訴訟の遅れを調査報告させるために、最高裁判長官は委員会を立ち上げた。このマリマス委員会 (Justice V. S. Malimath Committee) が高等裁判所の訴訟の遅れにつき、33項目に及ぶ理由を報告し、さらに、93年12月4日に首相および司法長官からなる司法行政制度についての会議が開催され、決議が採択された。ここでもADRの重要性が指摘され、ロク・アダラト運動を促進することが不可欠であること、無駄な上訴を減らすように民事訴訟法典を改正する必要があること、刑事訴訟についても審理の遅れを減じるために司法マジストレートの機構改革や一定の犯罪につき簡易な手続を用いるよう法典を改めること、などが提言された。

翌1994年に司法大臣会議が開催され、アンサイトラル (UNCITRAL) モデルの仲裁法導入が決定され、また法律扶助や裁判外の紛争解決処理を促進しようと制定されていた前述の法律サービス庁法が制定後、およそ8年を経てようやく施行された。

法曹教育・研修についても統一性が欠けていること、施されている教育の質が低いこと、また図書館はおろか建物すら十分でない施設が多いことが問題視され、1995年に連邦および州の司法大臣が集まり討議した。その結果、ロー・カレッジへの共通した入学試験の導入や、司法修習期間の創設、施設がインド弁護士法 (the Indian Advocate Act, 1961) の要件を満たしているものだけを正規のロー・カレッジと認めるよう、より厳格に同法をインド法曹委員会 (Indian Bar Council) が適用すべきこと、などが提言された。

これらのうち、民事訴訟法典 1999 年改正法 (the Civil Procedure Code Amendment Act, 1999) の成立、裁判外の紛争処理としてのロク・アダラトの広がり、の 2 点が90年代以降の大きな動きである。次節以下でそれぞれみていいくことにしよう。

II 民事訴訟手続の改革

インドの民事訴訟制度は、イギリス法の当事者対抗主義を顕著に受け継いでいる。しかし、その仕組みは今、バックログや訴訟の遅延、裁判に要する費用などの問題を抱え、自由化されまた国際的になったビジネス環境と、貧困や文盲の著しい地方のニーズという二つの異なる要因により、変革を迫られている。経済自由化以降、着実に進められた実体法の改革に比べ、概して手続法や司法機構の改革は遅れがちである。

ただし、民事訴訟手続の改革はインド特有の課題というよりは、世界共通の動きであろう。たとえば、近年、イギリスでも、訴訟遅延や裁判にかかる費用が問題となり、民事司法の改革が行なわれている⁽²⁵⁾。また、日本でも司法改革がここ数年来議論されており、民事訴訟手続もその対象の一つとなっている。

もちろん、それぞれの国の弁護士制度や訴訟制度、法律扶助制度、法学教育制度などの諸制度的な前提には、異なる点も少なくない。したがって、本節での課題は、インドの民事訴訟手続について、どのような特徴があるのか、どのような形で問題が現れているか、そしてどのような改革が目指されているか、を検討することである。

1. 1908年民事訴訟法典成立までの歴史

インドに初めて民事訴訟法典が施行されたのは、1859年である。それ以前には、統一された訴訟手続がないばかりでなく、たとえばベンガルでは九つの手続が同時に存在していたという⁽²⁶⁾。そこで、インド委員会の長であったウッド（C. Wood）卿の指示により、インド法律委員会が民事手続法典の起草に取り組み、54年にはベンガル、マドラス、ポンベイ、ノース・ウエス

ト (the north-west) のそれぞれの下位裁判所に適用されるべき四つの草案ができあがった。これらが合体させられ、初めての1859年民事訴訟法典となった⁽²⁷⁾。

施行後すぐに、同法典は不完全であると評価され、ハリントン (H. Harrington) 卿により法案が用意されたがこれは法にはならず、さらにストウクス (W. Stokes) 博士がハリントン卿による法案を基礎として新しい法案を起草し、これが、1877年法典として成立し、1859年法に置き換えられた。同法典には、イギリスの最高法院法 (The Supreme Court of Judicature Acts, 1873 and 1875) やアメリカのニューヨーク民事訴訟法典から新しいルールが採用されていた⁽²⁸⁾。その後すぐ、1879年に130条にわたる大改正を経た後に、新たに1882年法典が制定された。

1882年法典はその後およそ四半世紀適用されたが、インドの各地方ごとの必要性を十分に満たすには厳格すぎたこと、またいくつかの規定の司法解釈に矛盾が生じたために、特別委員会（長はリチャード [E. Richard] 卿）が設けられ、現行法である1908年の法典が起草された。これも、イギリス最高法院法のその後の改正を踏まえ、同法を範としている。

2. インド民事訴訟法典の体系と特徴

現行の民事訴訟法典の大きな特徴は、11章158条からなる本体 (the Body of the Code) と付表 (the Schedule) という構成をとっている点である⁽²⁹⁾。一般原則や基本となる規定は本体に含まれ、この部分は立法部によってのみ改正できる。そして手続の詳細や他の細かな事項は、付表に規定されている。付表には、それぞれ一つの主題を扱う58のオーダー (order) からなる第1付表と、諸々の書式を定める第2付表があり、これらについては、それぞれの高等裁判所が、当該高裁の、あるいはその監督に服する下位法廷の訴訟手続につき、変更することができる⁽³⁰⁾。このような工夫が凝らされたのは、1882年法典が652条あったように、それ以前の法典が硬直的すぎて州ごとのニ-

ズを反映できなかつたためである⁽³¹⁾。リチャード卿は次のように述べている。

「統一性を失わせてよいと考えたわけではない……しかし……法典の欠点が判明したらすぐに直せるように、また、特別の状況があれば、われわれの法の仕組みを簡素化し、あまり発展していない社会の必要に適合したものとする権限を裁判所がもてるよう、法典のさほど重要でない規定を変更する権限を与えることは可能である」⁽³²⁾。

この法典により定められた手続の評価は概して高かった。たとえば、同法制定後半世紀を経た1958年に、チャグラは次のように述べている。

「民事訴訟法典を検討すればするほど、それがどんなに称賛すべき立法であるか誰しも気づくであろう」⁽³³⁾。

それでは、この法典に定められた手続はどのような特徴を有するか。この法典は、植民地時代に多くのイギリス人が参加して作られたものであり、したがって、イギリス法の当事者対抗主義を原則とし、同法典によって定められた訴訟手続は、管轄権の決定、プリーディング、ディスカバリ、争点の決定、審理、判決、上訴、執行といった諸段階に分けられる。その詳細を紹介することはここでは不可能であり、また本稿の目的外であるが、訴訟の流れと条文の概略を瞥見しておこう。

まず、すべての訴訟は、当該訴訟を扱う権限をもつ、最も低い審級の裁判所に提訴される。原告からの訴状 (plaint) が裁判所に受理されると、呼出状 (summons) が被告に送られる。被告による応答は答弁書 (the written statement) と呼ばれ、その後は書面によるプリーディングは裁判所の許可 (leave) がなければ許されない。次の段階では、裁判官が、法と事実の争点の決定 (settlement of issues) を行なう。争点の決定がなされると審理の日が設定され、証人の出廷や文書の提出を求める諸令状が発される。通常は原告がはじめに、事件について陳述し、証人を検討し、被告が反対尋問を行なう。判決 (judgment) は文書であり、これが下されたあとに執行判決 (decree) が起草され、判事がサインし、執行の段階に移る。

表1 1908年民事訴訟法典の構成（本体部分のみ）

	タイトル	条項
(Preliminary)		1-8
第1部	一般の訴訟一般 (Suits in General)	9-35B
第2部	強制執行 (Execution)	36-74
第3部	付隨的手続 (Incidental Proceedings)	75-78
第4部	特殊な訴訟 (Suits in Particular Cases)	79-88
第5部	特別な手続 (Special Proceedings)	89-93
第6部	補足的な手続 (Supplemental Proceedings)	94-95
第7部	上訴 (Appeals)	96-112
第8部	付託, レビューおよびレビューション (Reference, Review and Revision)	113-115
第9部	司法コミッショナー裁判所ではない高等裁判所に関する特別な規定 (Special Provisions Relating to the High Court not Being the Court of a Judicial Commissioner)	116-120
第10部	規則 (Rules)	121-131
第11部	雑則 (Miscellaneous)	132-158

次に、条文の内容を若干敷衍しよう（表1参照）。一般的な民事訴訟手続を規定する法典第1部は、裁判所の管轄権 (jurisdiction) と既判事項 (res judicata), 訴えを起こす場所 (place of suing), 訴訟の開始, 呼出状とディスカバリー, 判決と執行判決, 利息, 費用の各節からなる。訴状, 呼出状, 爭点決定などそれぞれの手続の詳細は付表1のオーダーに規定されている。第4部は国または州, または公務員を被告とする訴訟について規定し, 第5部はパブリック・ニューサンスなどの訴訟について定めをおく。第7部に規定された上訴や, 第8部の判決の再審について, 上訴事由や再審事由はごく簡単に規定されている。

3. 民事訴訟手続の問題点

それでは、この民事訴訟法典あるいは訴訟手続についてどのような問題点が指摘されてきたのだろうか。はやくも1924年に、訴訟および上訴の処理に著しい遅れが生じていたために調査が行なわれ、その結果を検討し、改善を提案するよう民事司法委員会 (Civil justice committee (1924-25)) が立ち上げられた。同委員会が、25年に提出した報告書のなかに掲載されたサブル卿 (Sir T. B. Sapru) の報告によると、遅れの原因是、下位裁判所特有の理由としては、第1に、訴訟の数に見合う人員がないこと、第2に、弁護士が証人の数を増やす傾向にあり、またしばしば反対尋問に途方もなく時間がかかること、また判事がこれを統制できないこと、第3に、休廷がしばしば不十分な理由で行なわれること、第4に、関係者との連絡や出廷に恐ろしく時間がかかること、などがあげられている⁽³⁴⁾。法律自体に起因する理由としては、第1に、証拠調べがコミッショナー (commissioner) にリファーされた場合、非常に時間がかかること、第2に、略式手続を規定するオーダー 37 が下位裁判所に適用されないとしていること、第3に、中間の決定に対してあまりに多くの上訴があること、などがあげられている。さらに、執行段階でも妨害工作がとられることが多いということも指摘されている。

独立後も1908年民事訴訟法典はそのまま効力をもつとされた。司法制度全般の問題点を詳しく検討した法律委員会第14次報告書 (1954年) は、民事訴訟手続の遅れに1章を割き、民事司法委員会とほぼ同じ提言を繰り返している⁽³⁵⁾。さらに第27次報告書 (64年) は、正義は安価かつ迅速でなければならない、という観点から、費用と遅延の問題を詳細に分析している⁽³⁶⁾。これらの二つの報告書を基礎にして、迅速かつ有効な正義の実現のために民事訴訟手続の再検討をした第54次レポート (73年) は、費用の最小化、訴訟における遅延の防止という視点から数々の提案を行ない⁽³⁷⁾、ようやく76年改正法に反映された⁽³⁸⁾。

しかし、状況はさほど改善されず、1980年代、90年代と裁判の遅延の問題は深刻化している。2000年時点では、下位裁判所に係属している訴訟はおよそ2000万件、そのうち民事訴訟は約700万件を占めている⁽³⁹⁾。以下、前最高裁長官アーマディ（A. M. Ahmadi）らの論文により問題点をより具体的にみてみよう⁽⁴⁰⁾。

（1）訴訟手続の問題点

まず、訴えの登録段階では、登録官が請求を受理し、被告に告知し、第1回の出頭を命じるが、事件管理の手法が無規律で、最高裁といくつかの高裁はコンピューター化して改善に努めているものの、多くの裁判所はマニュアルで、整理が非効率的で、事件の分類が恣意的だったり、文書が散逸したり、とられた手続の効果がわからなくなってしまうなどの問題がある。また、請求の分類がうまくいっていないために、同じ土地収容の問題がすべて別の事件として扱われてしまうといった問題もあり、さらに裁判の遅れのために、すでに続いている訴訟も登録されたままのものが少なくない。また、訴訟要件や形式を満たしていない訴えが少なくなく、1週間以内に補正すればよいが、この補正命令を訴えることが少なくてないという。

審理段階では、裁判所は訴訟の実体や進行などについての情報を得て統制する手段としてのフォームをほとんど利用していないか、使用する場合であっても統一性がない。また人事異動が頻繁にあるために、迅速な処理へのインセンティブがなく、判事のエネルギーが浪費されている。他方で、弁護士の不満は1日前になって初めて審理が開かれることがわかることがある。したがって出頭できないか、あるいは準備不足となることが多い。裁判官の側も、結局審理されない事件の準備をしていることが多いことになる。

また、当事者に訴状や記録を直接、裁判所を持ってくるよう要求しており、そのためディスカバリや争点形成の段階が非常に時間がかかる。さらに判事が証拠採用過程に時間制限を課さない。法廷における証言は時間がかかるうえ、証言は判事がタイピストに再現して記録し、証言者がチェックして

サインする。期限の延長がコストを命じることなく認められるために、被告や中間救済を得た原告が遅延作戦にでる。判事は遅延をなくすために与えられている権限を行使しようとせず、たとえば和解勧告や召還命令を出さない。民事訴訟法典は手続の諸段階につき期限を定めているが、実際的でないために判事が無視している場合もある。中間的な上訴や代替的な解決手段とスケジュールを調和させないなどの理由により、不必要に事件は休廷とされる。判事は当事者が期限を守らないことへのペナルティを課さない傾向にある。

上訴に関しても問題は解決されていない。中間上訴や令状訴訟が遅延に貢献している。実体的、手続的な裁判所の決定に対する上訴の権利が著しく広い。上訴が行なわれたとき審理手続はストップすることが多い。また、高裁段階では二つの上訴システムがあり (Single judge と dual-judge panels)，この調整がうまくいっていない。最終判決がなかなかでないので中間救済へのインセンティブが強いという悪循環に陥っている。

(2) 制度的・人的要因

それではなぜ、判事は権限があるにもかかわらず手続的なイニシアチブをとろうとしないのか。第1に、裁判官に対して司法行政の必要なサポートがない。第2に、人事ローテーションシステムが、制度的な継続性を通じて司法権限を展開させることを制約している。第3に、過剰な負担と低サラリーがインセンティブを低めている。

次に、弁護士にはどのような構造的な問題点があるか。第1に、過剰供給状態であるため、法律サービスへの報酬が低い。また、出頭ごとに報酬をもらえる仕組みとなっており、弁護士が訴訟を避けたり、迅速な解決を図るインセンティブがない。しかも第2に、弁護士の職業能力も十分ではない。医学やエンジニアに比べると競争はないに等しく、法学部やロー・カレッジには優秀な人材は集まらず、優秀な教育機関も数えるほどしかない。法学部やロー・カレッジは自由に設立でき、法学教育はなんらの基準もなく行なわれ

ているといってよい状況である。弁護士として活動するには、法学部やロー・カレッジを卒業する以外の資格要件はない。第3に、有名な弁護士に仕事が集中するが、彼らは法廷外手続（ディスカバリーなど）やADRに関心を示さない傾向にある。彼らにとって裁判所に行くことが仕事であり、現在でも、彼らはADRに反対する傾向が強く、交渉、仲裁、調停などの訓練を欠いているという。

訴訟当事者については、弁護士が訴訟から当事者をシャットアウトしてしまうため、訴訟の状況がわからないということが起きている。当事者が互いに会う義務もなく、弁護士・クライアント間の説明責任がくずれ、解決の可能性を低めている。

4. インド民事訴訟制度改革

以上のような問題点は、新しいものではない。第1に、裁判所の訴訟管理が脆弱であること、第2に、裁判官による手続の指揮が無規律であること、第3に、利用可能な代替的および同意的な紛争解決の手段が限られていることなどは前述したとおり、半世紀以上にわたり指摘されてきたことがある。

しかし、今回の民事訴訟改革の議論で従前の議論と違うところは、第1に、これまでのインドの指導的な法曹の基本的な立場は、イギリス型の当事者対抗主義に基づく訴訟手続がもっとも優れているというものであったのに対し、そのような民事訴訟手続は維持できないのではないか、という見解が生じていることである。たとえば、法律委員会の第27次報告書では、インド従来の制度と大陸法型の制度とイギリス型制度を比較し、イギリス型がインドにもっとも適していると結論づけていた⁽⁴¹⁾。これに対し、1990年代の改革議論では、インドの民事訴訟手続は長期的な展望にたった改革の時期にきているという論調もある⁽⁴²⁾。これはおそらく社会的弱者の裁判へのアクセスを容易にするため、リジッドな当事者対抗主義からの離脱が行なわれた公

益訴訟の影響もあると思われる。

第2に、民事訴訟と裁判外の紛争解決との連携を探ろうという傾向がより顕著なことである。ここにも、おそらく1980年代にロク・アダラト運動が展開したという背景があるだろう。

つまり、公益訴訟もロク・アダラト運動も、社会的弱者の正義へのアクセスを容易にしたという共通点があり、このような視点が今回の改革議論には強く入っているという違いがあるよう思われる。

以下、主な改革を整理しよう。

1994年に最高裁は係属中の事件の処理につき改革を始めた。問題の性質によって、統一的な分類システムを作り、ファイリング、リストティング、分類、配分に関する最高裁のレジストリがコンピューター化された。これにより、最高裁の係属事件数は、94年10月の12万件から、96年9月には2万8000件に減少した。

インド法律委員会の第129次報告書、マリマス委員会報告などを実施するために、ニューデリーで1997年に行なわれた会議で、民事訴訟法典の改正が提案され、99年に改正法が成立した。

改正点は、10項目である。技術的な事柄を除くと⁽⁴³⁾、重要な点は、第1に、仲裁や調停、和解あるいはロク・アダラトなどADRを通じた解決をまず考慮せねばならないことを裁判所の義務とすること(89条)。第2に、不必要的休庭をなくすためにこれを行なうには理由を記録することを判事の義務とし、これを求める当事者に事実上の費用を負担させること(148条)。第3に、中間的インジャンクションを得た当事者が遅延戦略にでることがあるので、これを求める当事者に審理の間セキュリティの提出を命じること。第4に、一定の判決・決定に対しても憲法226条、227条に訴える場合でも上訴を認めないこと(100A条)⁽⁴⁴⁾。

しかし、この改正法は、法律として成立したもの、法曹団体の強い反対にあって、いまだ施行されていない。法曹団体が反対しているのは、その趣旨ではなく、上訴を制限した点にある。

III 裁判外紛争解決の発展

1980年代から展開した公益訴訟は上位裁判所を舞台にして生じており、近年改革議論の著しい民事訴訟手続の主な舞台は下位裁判所である。つまり、これらの改革は、国家機関としての司法部門における司法改革の動向にほかならない。

インドでは多くの人が農村で暮らしており、彼らにとって、遠くにある裁判所に行くこと自体容易ではない。そこで裁判外の紛争解決制度が重要となる。このような裁判外紛争解決の仕組みとして、現在では主なものは3種類ある。

第1は、仲裁・調停ないし和解にかかるものである。仲裁(arbitration)は、当事者が選定し、その判断に服することを合意した第三者の裁定に紛争の解決を委ねるものであるが、1859年の民事訴訟法典や1899年の仲裁法に現れた。1996年までは、1940年インド仲裁法(the Indian Arbitration Act, 1940)が仲裁に関する主たる法であったが、これらは、同年に仲裁および調停法(the Arbitration and Conciliation Act, 1996)の制定をみて破棄された。この新法には調停(conciliation)が初めて規定された。これは両当事者が合意によって解決に達することを目的とする。そのため調停者が解決案を示す場合でも拘束力はない。

第2は、村落レベルのパンチャヤットである。これは古い歴史をもつものである⁽⁴⁵⁾。パンチャヤットは、村落の自治組織であり、立法的、執行的、司法的機能のいずれをも行なっていた。そのうちの司法的機能、つまり紛争を裁断する機能は、20世紀にはいると著しく重要性を帯びる。たとえば、U.P.州のパンチャヤット法では、パンチャヤットの主な機能は小法廷として活動することであるとされ、同州では1925年には、パンチャヤットが12万2760件の紛争を解決し、これは実に民事訴訟の3分の2を占めたという⁽⁴⁶⁾。

そのほかベンガルも同様であるが、その他の地方のパンチャヤットの司法的活動はこれほど顕著ではなかった。

ただし、1950年の憲法では、地方自治や村落自治体の規定は当初盛り込まれなかつた。憲法制定委員会の長アンベードカルが反対していたからである。しかし、ガンジーの村落自治（village swaraj）という考え方を支持する者もあり、結局、なんら具体性を与えられなかつたものの、憲法第4章の国家政策の指導原則に盛り込まれた（40条）。93年の憲法第73、74次改正法は、この規定をより具体化するために村落パンチャヤットの設立を規定した⁽⁴⁷⁾。この改正により、地方行政の末端機関としてのパンチャヤットは再び日の目を浴びているものの、紛争解決機関としては、ギャランターが指摘しているように、村落パンチャヤットに代わり、ロク・アダラトが重要になりつつある⁽⁴⁸⁾。

そこで本節では、この第3の裁判外紛争解決手段であるロク・アダラトについて検討しよう⁽⁴⁹⁾。

1. ロク・アダラトと法律扶助機関

ロク・アダラトは、国家機関とは異なり、社会のなかから生まれたものである。もともとは、グジャラート州で起こつた公的な司法制度システムに依存しない紛争解決システムであった⁽⁵⁰⁾。これは、この地域の原住民の間の争いを和らげるためにつくられた。ロク・アダラトは調停的な手続を通じた簡略化された方法で、当事者間の紛争を解決する手段として出現した。

他方で、1970年代後半から政府側が顕著に展開した法律扶助に関する政策がこの運動を後押しし、今では、制定法上の基礎を与えられるにいたつてゐる。憲法39条に基づき、政府は法律扶助スキームを実施するための委員会（the Committee for implementing legal aid scheme: CILAS）を80年に設置し、ロク・アダラトを通じた非公式な紛争解決を促進する政策を打ち出した。これは迅速かつ安価なジャスティスを提供するもので、その委員は、調停者

(conciliators) として活動し、弁護士や社会活動家、退職した判事などが務めている。この裁判外の紛争解決システムに、議会は87年に法律サービス法を制定して、制定法上の基礎を与え、またその機能を規制するにいたった。同法の前文では、社会の弱者層に法律サービスを提供すること、ロク・アダラトを組織することなどが、立法趣旨として明記されている。しかし、同法はなかなか執行されず、公益訴訟により最高裁が同法を発効するよう判断を示し、94年の修正法を経た後に、95年11月9日によく発効した。CILASは国家法律サービス庁 (National Legal Services Authority) に置き換えられた。同法は、7章30条からなり、第1章はPreliminary、第2章は国家法律サービス庁、第3章は州法律サービス庁 (State Legal services Authority)、第4章は法律サービスへの資格 (Entitlement to Legal Services)、第5章は財政、会計および監査 (Finance, Accounts and Audit)、第6章はロク・アダラト、第7章は雑則 (Miscellaneous) となっている。

州法律サービス庁は地方レベルの機関であり、現実に貧者層に法律サービスを提供する。最近の活動を列挙すると、法律扶助カウンセル・スキーム (監獄、女性、勾留)、同機関を利用する年収の改訂 (女性は年収にかかわらず利用できる。男性の場合は9000ルピーから2万5000ルピーに上限が改められた)、NGOとの法律面での協力体制の整備、法律扶助を行なう弁護士活動のチェック機能の充実、カウンセリングおよび調停センターの設立、月に1度程度の法律扶助運動のキャンペーン (新聞広告など)、リーガル・リテラシー活動、デリー高等裁判所によって決定された永続的ロク・アダラト (Permanent Lok Adalats) の設立⁽⁵¹⁾、政府機関内にオプショナルなロク・アダラトを設立すること、などである⁽⁵²⁾。

国家法律サービス庁は連邦レベルの機関であり、その前身CILASは1980年に法律扶助システムのプログラムを全体として監視するために設立され、95年12月5日に現在の組織となった。こちらは、直接に法律扶助活動をしているわけではなく、地方レベルの機関で行なう活動の政策立案や広報活動を主に行なっているという⁽⁵³⁾。

2. ロク・アダラトの組織と権限

法律サービス庁法に規定されたロク・アダラトは次のようなものである。

19条1項が州または地方機関にロク・アダラトを設置する権限を与え、2項はロク・アダラトの構成を規定する。それによると、現職または退職した判事と中央または州政府によって規定された経験と資格をもつ他の者によって構成される。現実には、判事、社会活動家、地方行政官などであり、2人または3人からなるパネルがあり、そのうちの1人は退職判事か、弁護士か、公務員か、法律の教師でなければならない。

同条5項によると、どんな法廷であれ、ある法廷に係属している事件あるいはその法廷の管轄に属しておりかつまだ提起されていない事件につき、ロク・アダラトは和解 (compromise) または示談 (settlement) にいたらせる権限をもつ。ただし、示談できない犯罪は管轄外とされている。20条は、ロク・アダラトへの事件の登録を定めている。それによると、両当事者が示談のためにロク・アダラトへと事件を移送することに同意した場合((i)(a))か、一方の当事者が申請し((i)(b))、かつ裁判所が示談の可能性が一見してあると判断した場合、裁判所がロク・アダラトに登録することが適切であると思料する場合(ii)に、事件はロク・アダラトに登録される。ただし、(i)(b)、(ii)の場合には、当事者に意見を述べる機会を与えることが必要である。まだ事件がいかなる裁判所にも提起されていない場合には、当事者のいずれかからの申請に基づき、ロク・アダラトをオーガナイズする機関が事件をロク・アダラトにリファーできる。ロク・アダラトは、もし両当事者が和解に達することができず、したがって、裁定 (award) がなされなかつた場合には、記録を適切な法廷に送らねばならない。事件はその裁判所が解決することになる (20条5項～7項)。21条によると、和解に達したときにはロク・アダラトは裁定を与え、これは民事法廷の執行判決とみなされる。この裁定は最終的なものであり、いかなる法廷に対しても上訴できない。ロク・アダ

ラトの権限は、証人の召喚や文書の提出などにつき民事法廷と同じ権限を持つ（22条）。

3. ロク・アダラトの活動

表2によると、2000年11月30日現在で、開廷されたロク・アダラトは7万8568であり、解決された事件は1051万4110件、そのうち交通事故の事件は55万5755件である。交通事故事件で認められた補償金は、255億4177万2040ルピーに達する。1999年を例にとると9364のロク・アダラトがオーガナイズされ、10万9637件の事件が解決された⁽⁵⁴⁾。このように非常に多くの事件がロク・アダラトを通じて解決されている。その背景には、安価かつ身近に正義を運ぶこの運動が強い支持を得たことのほかに、次のような要因が指摘できる。

第1に、ロク・アダラトは、当初は休日に学校や公共的な建物で開かれていたが、次第に、定期的に開催されるようになり、毎月あるいは毎週開廷されるようになっているものが少くない。これは、すでに述べたように、州法律サービス庁により、ロク・アダラトシステムを定期的なものとすることが促進されているからである。

第2に、ロク・アダラトは、可能なかぎり広い管轄権をもっている。どの裁判所や審判所に係属する性質の事件であれ、ロク・アダラトを通じて解決され得る。たとえば、交通事故、土地収用、家族事件、銀行ローン、女性への補償、示談にできる刑事犯罪など、非常に多岐にわたる。

基本的には、ロク・アダラトは既存の裁判所制度と並行するものでも、それに代わるものでもなく、裁判所の負担を減じ、当事者の時間を節約し訴訟の費用を抑制するものである。多用な形をとるロク・アダラトの全体像を明らかにすることは容易ではなく、したがってその将来的な可能性も未知である。しかし、草の根レベルに起こったこの動きが紛争解決手段として重要な位置を占めつつあること、そしてその運動が司法改革と連動し、また改革の

表2 ロク・アダラト開催数 (2000年11月30日まで)

州・連邦直轄地	開催されたロク・アダラトの数	解決された事件数(交通事故事件を含む)	交通事故事件数	交通事故事件で支払われた補償金(ルピー)
アンドラ・プラデシュ	10,095	388,663	53,033	2,383,440,686
アルナチャル・プラデシュ	2	23	23	0
アッサム	233	34,299	4,713	125,700,566
ビハール	515	124,662	1,607	147,423,672
ゴア	144	3,337	2,924	161,364,310
グジャラート	12,075	759,131	60,674	2,742,668,405
ハリヤナ	1,189	301,052	14,329	664,574,108
ヒマチャル・プラデシュ	938	51,045	1,733	168,062,028
ジャムム・カシミル	152	8,663	2,115	241,671,304
カルナタカ	3,771	497,989	66,867	1,839,198,864
ケララ	3,265	70,672	35,953	855,514,179
マディヤ・プラデシュ	4,159	1,085,111	43,703	1,001,899,043
マハラシュトラ	4,247	186,508	36,093	3,160,116,727
マニプル	10	1,840	379	16,209,500
メガラヤ	35	2,453	444	47,124,500
ミゾラム	83	233	210	4,414,080
ナガランド	2	30	30	3,990,000
オリッサ	3,779	1,743,157	15,985	797,479,480
パンジャブ	1,269	80,423	12,249	1,049,410,302
ラジャスタン	21,941	1,161,922	36,482	1,603,569,232
シッキム	77	490	23	5,185,000
タミル・ナドゥ	4,587	99,504	88,903	3,944,305,104
トリプラ	29	1,654	130	12,356,946
ウッタル・プラデシュ	4,573	3,777,363	44,777	2,480,879,682
ウエストベンガル	573	14,112	11,862	506,181,336
アンダマンおよびニコバル諸島	7	94	0	0
チャンディナガル	75	28,183	1,833	134,172,983
ダドラおよびナガルハベリ	3	119	48	3,913,000
ダマンおよびディウ	4	135	28	0
デリー	618	84,814	13,039	1,282,194,467
ラクシャドウイープ	1	65	5	435,000
ポンディシェリ	117	6,364	5,561	158,317,536
最高裁法律サービス委員会
合 計	78,568	10,514,110	555,755	25,541,772,040

(出所) National Legal Services Authority, *Nyaya Deep*, Vol.3, No.1, Jan-Mar 2000, p.36, および同法律サービス庁を2001年1月に訪問したおりに入手した資料より筆者作成。

根底にある思想に影響を与えていていることは確かであると思われる。

おわりに

以上、検討してきたように、インドにおける司法改革議論は決して新しいものではなく、また司法部が抱えている訴訟の遅延とバックログという問題点もまた古くからのものである。しかし、1980年代に起こった、上位裁判所における公益訴訟の展開と、草の根レベルにおけるロク・アグラト運動の展開、さらに90年代に起こった全面的経済自由化といったような要因により、改革の根底にある思想に、微妙な変化が起きているといってよいのではないだろうか。つまり、一つには貧しい者に正義を迅速に運ぶこと、一つには紛争を迅速に解決するという合理性が経済発展に必要であるという、二つの異なる流れが、現在の改革の背景にあるように思われる。

なお、法学教育や林立する行政審判所の問題など触れられなかった点も少なくない⁽⁵⁵⁾。これらの点についても、多くの議論と実験が行なわれている。

〔注〕

- (1) インドの司法制度に関する邦語文献としては、山崎利男「インドの裁判所制度」(大内穂編『インド憲法の基本問題』アジア経済研究所 1978年) 207~270ページ；安田信之「インドの下位裁判所」(『アジア経済』第18巻第5号、第6号 1977年5月、6月)；香川孝三「インドの法制度」(山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度』アジア経済研究所 1982年) がある。
- (2) Singh, M. P., *Outlines of Indian Legal & Constitutional History*, Delhi, Universal Law Pub., 1984.
- (3) 堀本武功「インドの議会制とインド国民會議派」(大内編『インド憲法の……』) 202ページ。
- (4) 55 *Bombay Law Reporter*, Jour. 1948, p.28.
- (5) 山崎「インドの……」244ページ。

- (6) Mukhopadhyay, A. "India's Grassroots Judiciary," *The Indian Journal of Public Administration*, Vol.45, No.3., July-September 1999, pp.536-543.
- (7) Ibid.
- (8) Ibid.
- (9) Ibid. ガンジーは、とくにグラス・ルーツレベルで司法改革を求めており、自由なインドの政治システムを構想したとき、彼は正義をディスペンスする仕事を村パンチャヤットに委ねたかったという。
- (10) 詳しくは、山崎「インドの裁判所……」；安田「インドの下位……」；香川「インドの法……」を参照。
- (11) そのうちのいくつかの高裁の管轄権は複数の州（連邦管轄地区）に及ぶ。
- (12) 州ごとの裁判所の構成については、Indian Law Institute, "Judicial System and Reforms in Asian Countries: The Case of India," Institute of Developing Economies, 2001 に詳しい報告がある。また、下位裁判所の歴史については、安田「インドの下位……」に詳しい。なお、民事事件と刑事案件を扱う裁判所を分けている州もあるが（マハラシュトラ、タミルナドゥ），多くの州では、判事は民事・刑事のいずれの事件も扱っている。たとえば、ある判事は県裁判所の判事として民事事件を扱いつつ、同時にセッションズ判事裁判所の判事として刑事案件を扱う。
- (13) なお下位裁判所については、上位裁判所ほどの独立性は憲法には規定されていない。ただし、憲法第4章の国家政策指導原則に従って、下位裁判所の刑事裁判における司法職と執行職との分離が1974年の新刑事訴訟法典により完成している。植民地時代には、刑事裁判を担当するマジストレートは警察も担当しており、高裁の監督の下におかれると同時に、県の行政・徵税・警察を職掌するコレクター(collector)の監督下にあった。これを司法マジストレートと行政マジストレートに分け、司法の独立性を強めた。
- (14) 詳しくは、安田信之「インドにおける『司法危機』」（『アジア経済』第15巻第1号 1974年1月）参照。
- (15) A.I.R. 1982 S.C. 149.
- (16) 公益訴訟については、佐藤創「『現代型訴訟』としてのインド公益訴訟」(I), (II)（『アジア経済』第42巻第6号、第7号 2001年6月、7月）とそこに引用されている論文を参照されたい。
- (17) これはイギリスの制度を継承したものであるが、イギリスでは下位裁判所も記録裁判所とされているところがあるのに対して、インドでは、上位裁判所だけが記録裁判所とされ、また法廷侮辱罪を課す権限を与えられているなど、イギリスよりも両者の違いは著しい。また、規則制定権や判決の拘束力、前述した身分保障や管轄権などにおいて、上位裁判所に、下位裁判所に

はない権限を与えていた。

- (18) バリストーとソリシターの区別が、1961年に制定された弁護士法で廃棄され、以後インドでは存在しない。
- (19) 司法改革の動きについては、Bhardwaj, H. R., *Law, Lawyers and Judges*, Delhi, Konark Publishers Pvt. Ltd., 1997を参照した。
- (20) Law Commission of India, *Fourteenth Report, Reform of Judicial Administration*, Vol.1, New Delhi, Govt. of India, 1959, pp.252-263.
- (21) Law Commission of India, *Twenty-Seventh Report*, New Delhi, Govt. of India, 1964.
- (22) Law Commission of India, *Fifty-Fourth Report*, New Delhi, Govt. of India, 1973.
- (23) 列挙すると、第114次報告書 (Gram Nyayalaya), 第116次報告書 (All India Judicial Service), 第124次報告書 (The High Courts Arrears), 第125次報告書 (The Supreme Court), 第129次報告書 (Urban Litigation), 第130次報告書 (the role of legal profession).
- (24) 1991年の第139次報告書, 第140次報告書, 92年の第144次報告書, 94年の第150次報告書など。
- (25) 邦語文献では、我妻学「英國における近時の民事司法改革の動向」(『東京都立大学法学会雑誌』第39巻第1号, 第2号; 第40巻第1号, 第2号) が詳細である。
- (26) Gledhill, A., *The Republic of India ? the Development of its Laws and Constitution*, second ed., London, Stevens & Sons, 1964, pp.237-250.
- (27) ただし、これは管区都市の最高裁と少額訴訟裁判所には適用されなかつた。
- (28) 当事者の併合 (joinder of parties), 係属中の訴訟 (lis pendens), 外国判決 (foreign judgments), 質問書 (interrogatories), 宣誓供述書 (affidavits), など。
- (29) 現行の条文は、主に次の文献によった。The Code of Civil Procedure, as amended by the Code of Civil Procedures (Amendment) Act, 1999, New Delhi, Wadhwa and Company, 2000.
- (30) 民事訴訟法典122条は、高裁に rule により、order に規定された手続を改正する権限を与えていた。実際に、order に対しては高裁がいろいろな修正を加えている。
- (31) Sarkar, M. C., *The Civil Procedure Code (1882) as amended up to March 1894*, Culcutta, Law Publishing Press, 1895.
- (32) *Gazette of India*, 1907, Part IV, pp.136-137; Twenty-Seventh Report, p.3 から引用。

- (33) *Twenty-Seventh Report*, p.4.
- (34) *Civil Justice Committee 1924-25, Report*, Culcutta, Govt. of India, 1925.
- (35) *Fourteenth Report*, pp.252-263.
- (36) *Twenty-Seventh Report*.
- (37) *Fifty-Fourth Report*.
- (38) 1976年の改正内容については、Takwani, C. K., *Civil Procedure*, 3rd ed., Lucknow, Eastern Book Company, 1994を参照。
- (39) Indian Law Institute, "Judicial System and..." p.34.
- (40) Chodosh, Hiram E., Stephen A. Mayo, A. M. Ahmadi and Abhishek M. Singhvi, "Indian Civil Justice System Reform: Limitation and Preservation of the Adversarial Process," *New York University Journal of International Law and Politics*, Vol.30, Nos. 1-2, 1997-1998, p. 1.
- (41) *Twenty-Seventh Report*, p. 9.
- (42) Chodosh et al., "Indian Civil Justice...".
- (43) 技術的なこととは、訴訟や答弁書を2組だすこと、呼出状を裁判所から原告は受けとり2日以内に関係者に送ること、判決と同時にそのコピーを当事者に送ること、などである。また、口頭証拠を記録するために時間がとられ、訴訟解決が遅延していると認められるので、宣誓供述書の形で証人のexamination-in-chiefをださせる規定を設け、また、証人への反対尋問では、コミッショナーを任命しこれが記録し、この記録を証拠の一部とできるような規定をつくることも提案に盛り込まれた。
- (44) そのほかでは、所有権関連で、他人の土地に無断で建物を建てる場合、既存の法典では、管轄権をもつ裁判所に訴訟が提起されないかぎりインジャնクションの申請ができない。そこでそのような裁判所にコミッショナーの任命をまず申請できるようにし、正式に訴訟が開始されるときにはその報告書が利用可能になるようにしていおくことが提案されている。
- (45) Galanter, Marc, *Law and Society in Modern India*, New Delhi, Oxford India Paperback, 1997, pp.54-91.
- (46) Id.
- (47) 地方行政という観点からパンチャヤットを論じたものに、井上恭子「インドにおける地方行政——パンチャーヤット制度の展開——」(『アジア経済』第39巻第11号 1998年11月) 2ページ。
- (48) Galanter, *Law and Society*....
- (49) 本節では、主に以下の文献を参照した。Mukhopadhyay, Ashok, "India's Grassroots Judiciary," *the Indian Journal of Public Administration*, Vol. 45, No.3, 1999, p.536; Prabha Bhargava, *Loc Adalat*, Jaipur, Inashree

Publisher, 1998.

- (50) アナンド・ニケタン・アシュラム (Anand Niketan Ashram) のロク・アダラト (Gugarat)。
- (51) シン (A. D. Singh) デリー高裁裁判官による指令 (Civil Writ Petition No.5177/98)。
- (52) 2000年1月に訪問したデリー法律サービス庁より入手した資料およびインタビューによる。
- (53) 2000年1月に国家法律サービス庁を訪問した際に入手した資料とインタビューによる。
- (54) Anand, Justice A., "Inaugural Address," *Nyaya Deep* (The Official Newsletter of National Legal Sevices Authority), Vol.3, No.1, National Legal Services Authority, New Delhi, 2000, pp.9-13, 11.
- (55) 法学教育については、以下の文献がある。Mathur, Justice M. N., "Legal Education and Bar Council," *Indian Bar Review*, Vol.14, No.3 & 4, 1997, pp.1-14 ; Pardiwala, Jamshed B., "Legal Education Objectives, Problems and Perspectives," *Indian Bar Review*, Vol.15, No.2, 1998, pp.79-96 ; Verma, S. K., "Legal Education, Research and Social Change," *the Indian Journal of Public Administration*, Vol.45, No.3, 1999, pp.518-525.